

壬生町羽生田地区用地造成事業自然環境保全モニタリング委員会規約

(名称)

第1条 本会は、「壬生町羽生田地区用地造成事業自然環境保全モニタリング委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、壬生町羽生田地区において生息・生育が確認された貴重な動植物の保全対策及び生物多様性の確保等の検討について、必要な助言を行うことを目的とする。

(検討事項)

第3条 委員会は次の事項について検討・助言を行うものとする。

- (1) 保全対策及びモニタリング調査の手法・評価に関すること。
- (2) 生物多様性の確保に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次の学識経験者及び専門家をもって組織する。

委員 青木章彦 (作新学院大学女子短期大学部教授)

委員 遠藤孝一 (日本野鳥の会栃木副代表)

委員 香川清彦 (宇都宮大学農学部生物資源科学科助手)

委員 野中 純 (日本野鳥の会栃木調査記録委員長)

2 委員長は、委員の中から互選するものとする。

(会議)

第5条 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があれば委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、栃木県企業局地域整備課に置くものとする。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は委員会において協議し定める。

附 則

この規約は、平成23年10月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年10月10日に一部変更する。

附 則

この規約は、平成27年2月24日に一部変更する。